

埼玉県大里地区福祉有償運送市町共同運営協議会 運営指針細則 別紙

登録申請者等が、登録の申請(新規・変更・更新)や変更の届出をするときに、提出する書類と提出先

■変更登録の申請:運送の種別の変更(福祉有償運送者が過疎地有償運送を行う場合)については省略
 ■変更の届出:運送の種別の変更(福祉及び過疎地有償運送者がいずれかを行わないこととする場合)については省略
 ■提出先:運営協議会の書類提出は、熊谷市・深谷市・寄居町を経由すること。

登録の申請・変更の届出の内容			新規登録の申請		更新登録の申請		変更登録の申請		変更の届出								旅客から収受する対価の変更		自動車事故報告書						
			運営協議会	埼玉運輸支局	運営協議会	埼玉運輸支局	運営協議会	埼玉運輸支局	名称・住所・代表者氏名の変更	運送の区域の減少	事務所の名称・位置の変更	自動車の数・種類ごとの数の変更	運送しようとする旅客の範囲の変更	変更から30日以内	変更する前	協議が調った後	発生から30日以内								
提出先			運営協議会	埼玉運輸支局	運営協議会	埼玉運輸支局	運営協議会	埼玉運輸支局	運営協議会	埼玉運輸支局	運営協議会	埼玉運輸支局	運営協議会	埼玉運輸支局	運営協議会	埼玉運輸支局	運営協議会	埼玉運輸支局	運営協議会	埼玉運輸支局	運営協議会	埼玉運輸支局	運営協議会	埼玉運輸支局	
提出時期			運送を開始する前	協議が調った後	有効期限までに	協議が調った後	変更する前	協議が調った後																	
提出書類																									
様式番号等	必要書類		添付書類もしくは書類例示																						
国 参考様式	第1号	自家用有償旅客運送の登録(更新登録・変更登録)の申請書の協議について	○	○	○																				
国 参考様式	第2号	自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書の写しの提出について								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国 参考様式	第3号	自家用有償旅客運送に係る利用者から収受する対価案の協議について																				○			
国 様式	様式1-1号	自家用有償旅客運送の登録の申請	●	○																					
国 様式	様式1-2号	自家用有償旅客運送の更新登録の申請			●	○																			
国 様式	様式1-3号	自家用有償旅客運送の変更登録の申請								●	○														
国 様式	様式1-4号	自家用有償旅客運送の登録事項変更届出書								●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○
国 様式	様式2	宣誓書(法第79条の4第1~4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類)	●	○	●	○	●	○	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲
国 様式	様式3	運営協議会において協議が調ったことを証する書類		○	○	○	○	○														○			
国 様式	様式4	運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿	添付	●	○	●	○	●	○	●	○	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△
国 様式	様式5	運行管理の責任者 就任承諾書	添付	●	○	●	○	●	○	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△
国 様式	様式6	運行管理の体制等を記載した書類	添付	●	○	●	○	●	○	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△
国 様式	様式7	自家用有償旅客運送者登録証			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
国 様式	様式8	登録拒否理由通知書																							
国 様式	様式9	宣誓書(損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類)	添付	●	○	●	○	●	○	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△
国 参考様式	第1号	旅客の名簿(福祉有償運送用)		●	○	●	○	●	○	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△
国 参考様式	第0号	身体状況等、態様ごとの会員数		●	○	●	○	●	○	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△
		定款(又は寄付行為)及び登記事項証明書並びに役員の名簿		●	○	●	○	●	○	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△
		自家用有償旅客運送自動車についての使用権限を証する書類	例示	●	○	●	○	●	○	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△
		旅客から収受する対価を記載した書類		●	○	●	○	●	○													●	●		
国 様式	第5号	輸送実績報告書																							
国 別記様式		自動車事故報告書																						●	○

■輸送実績報告書(旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条の2)
 ■自動車事故報告書(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第3条)

◇ 必ず提出する書類
 ● 必要に応じて提出する書類

○ : 原本を提出する
 ● : 写しを提出する※

△ : 原本を提出する(登録事項の変更に伴い内容が変更された場合のみ)
 ▲ : 写しを提出する(登録事項の変更に伴い内容が変更された場合のみ)※

※運営協議会に提出する書類のうち、個人情報に係る書類は個人情報(利用会員の氏名・住所地番)を削除したものを含め2部提出すること。